

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

付属合意書 N° 4

本付属合意書 N° 4 は、2013 年 9 月 7 日に東京都（以下、「開催都市」という。）、日本オリンピック委員会（以下、「NOC」という。）及び国際オリンピック委員会（以下、「IOC」という。）により締結されかつこれに続く付属合意書 1、2 及び 3 により修正された 2020 年第 32 回オリンピック競技大会に関する開催都市契約（以下、「HCC 2020」という。）に関する付属合意書である。

前文：

2013 年 9 月 7 日にブエノスアイレスにて開催された第 125 回 IOC 総会において第 32 回オリンピック競技大会の開催都市に東京が選定された後、開催都市、NOC 及び IOC は、同日、HCC 2020 を締結した。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、2014 年 8 月 6 日に開催都市、NOC、IOC 及び組織委員会（以下、これらを総称して「本契約当事者」という。）の間で締結された併合契約（以下、「Joinder Agreement」という。）に規定された条項に従って、HCC 2020 に参加するとともに、HCC2020 の完全なる当事者となった。

HCC2020 は、本契約当事者により 3 つの付属書に基づいて修正されている。それらはすなわち、

1. 2017 年 5 月 4 日付け付属合意書 1：これにより、HCC 2020 において言及されているテクニカルマニュアルは、2015 年 9 月版の開催都市契約大会運営要件（付属合意書 1 に規定される除外事項を除く。）に置き換えられた。
2. 2017 年 5 月 4 日付け付属合意書 2：これにより、HCC 2020 第 85 条「秘密保持」が修正された。
3. 2019 年 3 月 20 日付け付属合意書 3：これにより、2015 年 9 月版の開催都市契約大会運営要件は、2016 年 12 月版の開催都市契約大会運営要件（付属合意書 3 に規定される除外事項を除く。）に置き換えられた。

東京の立候補ファイルに従って、本大会は本来開会式の日である 2020 年 7 月 24

日から、閉会式の日である 2020 年 8 月 9 日まで開催される予定であり、パラリンピック大会は（HCC 第 63 条に詳述されている通り）本来 2020 年 8 月 25 日から 2020 年 9 月 6 日まで開催される予定であった。（以下、総称して「当初大会期日」という。）

2020 年の第一四半期の間、世界中でのコロナウィルス疾病（COVID-19）の感染拡大が起り、世界保健機構（WHO）により 2020 年 3 月 11 日にパンデミックと認識された。

この COVID-19 パンデミックの脅威を原因として、日本政府を含む数々の諸国政府は、感染症の伝播リスクを緩和するために幅広い対策を講じた（例えば、検疫、旅行や入国制限、封鎖等）。

2020 年 3 月 24 日に、東京都知事小池百合子氏と組織委員会会長森喜朗氏の同席により執り行われた IOC プレジデントと日本国首相安倍晋三氏の間での電話会談にて、全ての関係者の関与の下、その時点での COVID-19 のパンデミックの更なる拡大可能性という WHO からもたらされた情報に基づき、(a) 選手、大会に関係する全ての人々及び国際社会における人々の健康の安全確保をはじめとする数々の理由により、当初大会期日における大会開催や 2020 年の残りの期間での大会開催が不可能であり、(b)大会は、2021 年の夏までに代替開催されるべきであるという結論に達した。

この電話の中で、日本国首相安倍晋三氏は IOC に対し、2021 年における大会の成功開催に向けた日本政府の全面的な支援及び約束を宣言し、保証した。

IOC プレジデントは、大会を成功させるために日本政府はもとより開催都市、NOC 及び組織委員会と協働することについての IOC の全面的な約束を再確認し、大会の名称を引き続き東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会とすることを確認した。

2020 年 3 月 30 日に、IOC、IPC、開催都市、組織委員会は、日本政府と共に、I

F、各国 NOC、その他の主要なオリンピックステークホルダーの意見を聞いた上で、本大会が 2021 年 7 月 23 日（開会式の日付）から 2021 年 8 月 8 日（閉会式の日付）に開催されること、そしてパラリンピック大会が、2021 年 8 月 24 日から 2021 年 9 月 5 日（以下、総称して「新大会期日」という。）に開催されることを確認した。

2020 年 4 月 16 日に、組織委員会と IOC は、共同声明において、関連イベント（定義は後述）の準備を統括するフレームワークについて合意した。かかる合意事項には、(a) 本大会の範囲及びサービスレベルを最適化及び合理化する全ての施策を検討するとともに、関連イベントによって生じるコストの削減を図ること、及び (b) IOC と組織委員会を含む日本側は、共同で、関連イベントによって引き起こされるそれぞれの影響について、引き続き評価と議論を行うことが含まれる。

本契約当事者は、新大会期日に本大会が開催されることを HCC2020 に反映させるため、これを改定することを希望している。

開催都市及び NOC は、それぞれの立候補時の保証（HCC2020 第 7 条に定義される。）が、新大会期日に開催されるオリンピック大会及びパラリンピック大会（その計画、組織、財政及び挙行を含む。）に適用されることを確認する意図を有している。

当初大会期日に本大会を開催できず、新大会期日に本大会を開催することを、本付属合意書の中で「関連イベント」と総称する。

本大会の大会費用節減の可能性を探るために「4 者ワーキンググループ」（2016 年に TMG、IOC、OCOG 及び日本政府によって設立された）の取り組みに基づき、本契約当事者は、本付属合意書第 6 条に詳述されるとおり、関連イベントの全ての財務的な影響を軽減するために相互に協力し、かつ日本政府、その他の当局及びオリンピックムーブメントのステークホルダーと協力する意図を有している。

よって、本日、本契約当事者は以下のとおり合意する。

1. 本大会についての言及

HCC2020、2016年12月版の開催都市契約大会運営要件（付属合意書3に規定される除外・修正事項を除く）、開催都市及びNOCによる立候補時の保証、並びに／又はHCC2020の一部を形成するその他の文書に含まれる「2020年の第32回オリンピック大会」又は「本大会」についての言及は、今後、新大会期日に実施される本大会を意味するものとする。

2. HCC2020のタイムフレームの更なる調整

HCC2020、2016年12月版の開催都市契約大会運営要件（付属合意書3に規定される除外・修正事項を除く）、本契約当事者による立候補時の保証、及び／又はHCC2020の一部を形成するその他の文書に含まれる2020年3月30日以降の特定の日付（いずれの場合も、「元の期日」という。）についてのあらゆる言及は、元の期日の1年後に可能な範囲で相当する日付への言及とみなされる。特に、かかる文書における2020年12月31日への全ての言及は、今後、2021年12月31日への言及と解釈される。

3. 立候補時の保証及びその他の約束

3.1 開催都市、NOC及び組織委員会は、以下の保証、契約及びその他の約束が、当初大会期日に本大会が開催されていた場合と同じ条件で、新大会期日に開催される本大会に全て完全に適用されるようにするため、これらの保証等につき、HCC2020の締結後にIOCと組織委員会との間で合意されたこれらの修正がある場合にはこれに従って、確実に確認、延長又は更新（いずれか該当するもの）が行われるために必要な全ての措置を講じるものとする。

(i) HCC2020第7条に定義される立候補時の全ての保証、及び

(ii) 立候補時の保証をより具体化した、組織委員会によって締結された全ての後続の契約

3.2 開催都市とNOCは、本付属合意書に合意することにより、全ての立候補時

の保証を、新大会期日に開催される本大会に完全に適用させるために、必要に応じて延長又は更新（いずれか該当するもの）を行ったものとみなされる。

3.3. 本契約当事者は、2018年2月24日にIOCとOCOGとの間で締結された放送に関する払戻し契約（「BRA」）が、当初大会期日に意図されていた本大会及び新大会期日に開催される本大会に関する全ての偶発的事由（BRAに定義される）に適用されることを確認する。

4. 本大会の開催を支える法令

開催都市、NOC及び組織委員会は、当初大会期日に本大会を開催することを目指して採択もしくは企図され、又はHCC2020に基づいて要求された一切の法令、規則、その他の法律文書が、新大会期日に開催される本大会に適用されるよう、（適切かつ必要な場合は）これらを採択、延長又は更新することを確実にするために、必要な全ての措置（必要に応じて日本政府やその他の所轄庁と連携することを含む。）を講じるものとする。

5. 大会の正式表記

5.1 新大会期日に開催される本大会は、引き続き「第32回オリンピック大会」と正式に称され、その「都市+年」の表記は「Tokyo2020」のままとするものとする。HCC2020における「2020年の第32回オリンピック大会」という言及は、「第32回オリンピック大会」に置き換えられるものとみなされ、これは、「2021年に開催される予定の第32回オリンピック大会、Tokyo2020」を意味するものと解釈される。

5.2 開催都市、NOC及び組織委員会は、新大会期日に開催される大会に関し、HCC2020の要件に従って全ての大会マーク（HCC2020第42条に定義される）に対して効果的な法的保護が与えられ続けることを確実にするために必要な全ての措置（必要に応じて知的財産権の登録を延長又は更新すること等を含む）を講じる。

6. 大会の範囲及び関連イベントによる財政的な影響

6.1 本契約当事者は、新大会期日に開催される本大会が当初大会期日に予定されていた本大会と同じ全体スコープ（特に競技数、種目数及びアスリート数）を有するものとする一方で、関連イベントが本大会の全体費用に与える影響を最小化するために契約当事者が合意した全ての適切な措置を講じることが、相互の利益となり、また広くオリンピックムーブメントの利益となることに合意する。

6.2 本契約当事者は、第 6.1 条に記載された目的に向けて誠意を持って協力するとともに、関連イベントによってもたらされる影響について、共同で評価と議論を継続することに合意する。適切な場合は、本契約当事者は、HCC2020 に基づく開催都市、NOC 及び組織委員会の義務の履行を効率化させるために、2018 年 2 月の報告書「Olympic Games: the New Norm」において IOC が認定した原則を適用する。そのため、IOC 及び OCOG は、大会が当初大会期日に開催されるという見通しのもとで IOC と OCOG の間で合意されていた 2016 年 12 月版の開催都市契約大会運営要件（付属合意書 3 に規定される除外・修正事項を除く）の履行を、特に本大会の範囲及びサービスレベルを最適化及び合理化することにより、関連イベントの全体費用を軽減するために変更することが可能か否かを共同で評価することに合意する。かかる変更については IOC による事前の書面承認を要することと理解されている。

6.3 本契約当事者は、関連イベント（本付属合意書 6.2 条に概要が規定される）によりもたらされるそれぞれの影響について、ジョイント・ステアリング・コミッテイーにおいて、共同して評価及び議論を継続するとの理解の下、関連イベントに関連して各自が負う可能性がある追加の費用について、責任を負うものとする。なお、本契約当事者は、それぞれの財政上の義務に重大な悪影響がある場合を含めて、HCC 2020 第 6 条が、本付属合意書に記載されている関連イベントに適用されないことに明示的に同意する。

7. 新大会期日における本大会の全体スコープの重大な変更に関する本契約当事者間の協議

新大会期日における本大会の全体スコープに関して重大な変更（例えば、会場変

更に相当する程度の重大な変更)が生じる場合、IOCは、他の本契約当事者と事前に協議を行った上で、当該変更を決定するものとする。

8. 剰余金の配分

関連イベントに至らしめた例外的な状況に鑑み、IOCは、HCC2020第44条(c)に定める本大会の開催の結果として生じる剰余金の20%の取り分(以下、「IOC取り分」という。)を、OCOGの利益のため、放棄するものとする。ただし、かかるIOC取り分は、OCOGが開催都市と開催NOCとの協議の上行う決定に従い、OCOGにより、開催都市と開催国の青少年やスポーツ並びに社会の全体的な利益のために使用されることを条件とする。

9. さらなる確認事項

9.1 本付属合意書により本契約当事者間で明示的に合意された修正(及び上記第6.2条に基づき合意される更なる調整)を除き、HCC2020、2016年12月版の開催都市契約運営要件(付属合意書3に規定される除外・修正事項を除く)、立候補時の保証、及び/又はHCC2020の不可欠な部分を形成するその他の文書は、完全な効力をもってさらなる修正なしに本契約当事者間で引き続き適用されるものとする。本付属合意書の内容に従うことを条件として、本契約当事者は、HCC2020の有効性を確認する。

9.2 本契約当事者は、本付属合意書がスイス法に準拠すること、及び「準拠法と争議の解決 免除特権の放棄」と題するHCC2020第87条が本付属合意書に適用されることをここに宣誓し確認する。

(以下、署名欄)

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

日付： _____

公益財団法人日本オリンピック委員会

日付： _____

東京都

日付： _____

国際オリンピック委員会

日付： _____